

筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業
実施方針に関する質問回答書

令和元年7月26日

国立大学法人 筑波大学

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	実施方針	1	1	(1)	4)		「共通の理念と医療サービス方針を有するパートナーとして協働」とありますが、「理念」ならびに「医療サービス方針」について貴学のお考えをご教示いただけますようお願い致します。	陽子線治療分野における先進的な治療の実現による、良質かつ安全な医療を患者様に提供するとともに、臨床・研究・教育の発展に貢献することが大学の使命になります。詳細については、筑波大学附属病院のホームページに掲載されています。
2	実施方針	2	1	(1)	5)	①	オ 施設維持管理業務について、※以下に記載の既存S P Cとの契約変更の協議結果により本事業に業務に含めるかのご判断時期はいつのご予定でしょうか。令和元年11月の入札公告時に示されるのでしょうか。	後日公表予定の業務要求水準書（案）においてお示しします。
3	実施方針	2	1	(1)	5)	①	事業範囲について、既存陽子線治療装置等の改修、もしくは既存陽子線治療装置等の撤去に関する業務等は今回含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	2	1	(1)	5)	① - ア - (ウ)	医学中央機械室及び共同溝等の改修及びその関連業務の具体的内容をご教示下さい。	入札公告までにお示しします。
5	実施方針	2	1	(1)	5)	① - ア - (エ)	「医療機器」とありますが、当該医療機器は、後述（ウ（ア））の「陽子線治療装置及び周辺機器」との認識で宜しいでしょうか。	実施方針2頁1（1）5）①ウ（ア）～（イ）で調達する全ての医療機器を想定していますが、入札公告までにお示しします。
6	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修業務に（医療機器の一部設置を含む）とありますが、既存の陽子線治療装置の改修も含むのでしょうか。もしくは、既存の装置の改修再利用提案は事業者側の判断で可能と理解してよろしいでしょうか。	（質問No.3参照） なお、既存装置の継続利用は現時点では予定していません。
7	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修については、既存施設内へ配置する諸室を明確にいただけないでしょうか。また、既存施設における不要諸室（新築側への設置希望諸室も含む）についても明確にご提示いただけないでしょうか。諸室については必要面積についてもご提示ください。	入札公告までにお示しします。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
8	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修において、貴学が想定されている設備機器類の改修更新について範囲を明確にしていだけないでしょうか。改修工事に伴い、改修されない設備等の不具合に関しては貴学の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段については、質問No.7を参照ください。 後段については、入札公告までにお示しします。
9	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修において、事業者にて改修しない設備機器類（治療機器を除く）については、維持管理業務から除外され、不具合等のリスクも貴学の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.8参照)
10	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟において、建築設備（電気・空調・衛生）の今までの保守管理・修繕記録等を公表いただけないでしょうか。	詳細については、入札公告後、参加表明書提出後の時点で参考資料としてお示しします。
11	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修業務の具体的な内容をご教示下さい。	(質問No.7及びNo.8参照)
12	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	20年間既存陽子線棟を継続して使用するのでしょうか？	質問の20年間がどの期間のことを示しているのか不明ですが、事業期間内は既存陽子線棟を継続使用することを予定しています。
13	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	既存陽子線棟の改修業務については、具体的な業務内容は不明確なのですが、必須業務に位置付きますでしょうか？ 除外いただくことは可能でしょうか。	(質問No.7参照)
14	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ	「既存陽子線棟の改修業務」とありますが、どのような改修を想定されているのかご教示ください。（新たな陽子線治療装置を設置するために必要な改修を行うとの理解でしょうか。）	(質問No.7及びNo.8参照)
15	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ - (ア)	事前調査業務の支援の支援範囲をご教示下さい。	既存陽子線棟の事前調査は基本的に大学側で実施しますが、支援内容の詳細については入札公告までにお示しします。
16	実施方針	2	1	(1)	5)	① - イ - (ウ)	「医療機器」とありますが、当該医療機器は、後述（ウ（ア））の「陽子線治療装置及び周辺機器」との認識で宜しいでしょうか。	(質問No.5参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
17	実施方針	2	1	(1)	5)	① - ウ - (イ)	医療機器備品の範囲、具体的備品名をご教示下さい。	(質問No.5参照)
18	実施方針	2	1	(1)	5)	① - ウ - (イ)	「医療機器備品」とありますがどのような備品を想定されているのご教示ください。	(質問No.5参照)
19	実施方針	2	1	(1)	5)	① - エ	陽子線治療装置等の運転・保守管理業務の対象となるのは新陽子線棟のみという理解でよろしいでしょうか。既存陽子線棟も含まれる場合、エにある各業務の現在の仕様書等資料を開示してください。	前段のご理解のとおりです。
20	実施方針	2	1	(1)	5)	① - エ - (ア)	「陽子線治療装置等の運転管理業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示ください。	後日公表予定の業務要求水準書（案）において詳細をお示しします。
21	実施方針	2	1	(1)	5)	① - エ - (イ)	「陽子線治療装置等の保守管理業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示ください。	後日公表予定の業務要求水準書（案）において詳細をお示しします。
22	実施方針	2	1	(1)	5)	① - エ - (イ)	「陽子線治療装置等の保守管理業務」とありますが、事業期間中の陽子線治療装置等の更新は無いとの理解で宜しいでしょうか。	事業者側の責めに帰すべき事由により使用不能となった場合を除き、ご理解のとおりです。
23	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ	オ 施設維持管理業務について、大規模修繕は事業外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ	施設維持管理業務の対象となるのは新陽子線棟のみという理解でよろしいでしょうか。既存陽子線棟も含まれる場合、オにある各業務の現在の仕様書等資料を開示してください。	(質問No.2参照)
25	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (ア)	「建築物保守管理業務」とありますが、日常的な保守管理を意味し、大規模修繕等は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.23参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
26	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (イ)	「建築設備保守管理業務」とありますが、日常的な保守管理を意味し、設備の更新や大規模修繕等は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	後日公表予定の業務要求水準書（案）において詳細をお示しします。
27	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (ウ)	「放射線管理業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示ください。	放射線管理業務は個人被曝線量測定業務を想定しておりましたが、本院職員の測定については事業範囲外に変更しました。なお、事業者側の個人被曝線量測定業務については、陽子線治療装置等の運転・保守管理業務に含まれます。詳細は令和元年7月26日付で公表している「実施方針（修正版）」をご確認ください。
28	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	※に「株式会社つくばネクストパートナーズとの契約変更の協議を行う予定」とありますが、貴大学が新陽子線棟を含めた本施設の警備、清掃等の業務を既存SPCに委託することを想定されているとの認識で宜しいでしょうか。	既存SPCとの役割分担を整理の上、本事業に含まれる業務については、後日公表予定の業務要求水準書（案）において詳細をお示しします。
29	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	施設維持管理業務の内、【その他】について、既存SPCと契約変更の協議を行う予定とのことですが、いつ頃協議し結果が出る予定でしょうか？業務を担うものは「任意協力企業」にあたり参加資格審査の対象とならないものの、適切な提案検討のため、さらに入札までに適切な企業選定を行うためにも早急に業務内容を決定してください。	(質問No.28参照)
30	実施方針	2	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	その他は既存陽子線棟も含まれますでしょうか？	(質問No.28参照)
31	実施方針	3	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	その他に示す業務は、株式会社つくばネクストパートナーズ様との契約変更の協議の結果により、本事業の業務に含める可能性があるとのことですが、本事業の業務に含むかどうかは、どの時点で判明するのでしょうか。	(質問No.28参照)
32	実施方針	3	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	「その他に示す業務については・・・「株式会社つくばネクストパートナーズ」との契約変更の協議を行う予定・・・協議の結果により、本事業の業務に含める可能性がある」とありますが、本事業に含めるかどうかは入札公告時には決まっていると考えてよろしいでしょうか。	(質問No.28参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
33	実施方針	3	1	(1)	5)	① - オ - (エ)	「その他に示す業務については・・・「株式会社つくばネクストパートナーズ」との契約変更の協議を行う予定・・・協議の結果により、本事業の業務に含める可能性がある」とありますが、本事業に含まれない場合は、本PFI事業で整備する建物と既存施設の、陽子線治療施設の保守管理業務、及び維持管理業務は別々に契約されると考えて宜しいでしょうか。	(質問No.28参照)
34	実施方針	3	1	(1)	5)	① - カ	事業範囲のなかで、「業務全体の管理調整業務」がありますが、どのような業務内容を想定されているのか、ご教示ください。	事業全般におけるコスト、スケジュール、品質のマネジメント機能や契約期間中における発注者との契約調整の窓口機能、資金調達に関するマネジメントなどを想定しています。後日公表予定の業務要求水準書(案)において詳細をお示しします。
35	実施方針	3	1	(1)	5)	②	本事業の予定価格を開示してください。	予定価格は非公表となります。
36	実施方針	3	1	(1)	5)	②	予定価格は、公表されますでしょうか。また、対価の種類が、ア～カまで6種類示されておりますが、予定価格について、内訳は設定される場合、公表していただけないでしょうか。	(質問No.35参照)
37	実施方針	3	1	(1)	5)	②	アからカまで支払い費目が表示されていますが、BOT方式を採用する場合には、施設運営期間中にモニタリング等による減額が発生した場合には、全ての費目(新陽子線棟整備費等)が減額の対象になるとお考えでしょうか。その場合には事業者による資金調達に支障をきたす可能性が考えられます。調達可能としても調達に係る金利等が増大することも考えられるため、施設整備期間中と施設運営期間中の費用は明確に分けていただき、モニタリング等による減額対象も期間によって別としてください。	「サービス対価の算定及び支払方法」及び「モニタリング方法(減額を含む)」については、入札公告までにお示しします。なお、事業方式を変更しております。後述の質問No.44をご参照ください。
38	実施方針	3	1	(1)	5)	②	「ア新陽子線棟[仮称]の整備業務に係る対価、イ既存陽子線棟の改修業務に係る対価、ウ陽子線治療装置等の調達業務に係る対価」は、何れも、予め事業契約書で定められた固定のサービス対価で支払われる建付けとされるべきと考えられ、大学の基本的な考えをご教示ください。	入札公告までにお示しします。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
39	実施方針	3	1	(1)	5)	②	ア～ウの整備調達費用について、整備期間が約2年に亘るため、事業を健全に遂行させるためにも施設整備費の一部について貴学からの前払い、中間払いをご検討いただける可能性はございますでしょうか。	入札公告までにお示しします。
40	実施方針	3	1	(1)	5)	②	「サービス対価の支払い方法の詳細については、入札説明書等において示す」とありますが、陽子線治療装置を含む施設整備に関する代金債権の譲渡は可能という認識で宜しいでしょうか。 また、譲渡先の条件について、貴学の承諾を得た場合等条件があれば合わせてご教示いただけますようお願い致します。	大学の書面による承諾を受けた場合には、事業契約に基づき発生する権利の譲渡等を可能とする予定です。詳細は、入札公告までにお示しします。
41	実施方針	3	1	(1)	5)	②	実施方針説明会において「治療装置の整備は、単に装置を導入するだけでなく、常に最新の照射技術を提供できる体制を確保したい」とのご説明がありましたが、機器更新が生じる場合は、新陽子線棟の改造も必要となるため、機器調達は開業時のみであり、機器更新はないと考えてよいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。 (関連質問No.22参照)
42	実施方針	3	1	(1)	5)	②-ア	集患人数の想定はどの程度でしょうか？	詳細については入札公告までにお示しします。
43	実施方針	3	1	(1)	5)	②-イ	現時点で、既存陽子線棟で得られる収入をご教示ください。	質問の意図が不明ですが、事業者提案に必要な情報については、入札公告までにお示しします。
44	実施方針	3	1	(1)	5)	③	現時点において、BOT方式を採用することにした理由についてご教示ください。 大学の診療や教育、研究に利用する施設であり、民間事業者が所有する理由がないと考えます。稼働率保証等によって、機器の稼働に関するリスクを過度に大学及び民間が負担することなく適切に官民分担できると考えられます。ぜひ、BT0方式に変更いただくようご検討願います。	実施方針に関する質問及び意見・提案に寄せられた内容を踏まえ、官民の適切なリスク分担や民間事業者の事業参入意欲の向上という観点から、新設する施設の事業方式をBTO方式へ変更します。 「実施方針（修正版）」を令和元年7月26日付で公表しておりますので、ご確認ください。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
45	実施方針	3	1	(1)	5)	③	BOT方式について見直すこともあり得るとのことですが、その場合にはBTO方式等の一つの方式に決めるのでしょうか。それとも、事業者の提案によることとされるのでしょうか。 事業者の提案によることとする場合には、各方式によって必要費用やリスク対応に差異が発生すると思われそうですが、その差異に対して明確な評価基準が示されるとの理解でよろしいのでしょうか。	事業方式については、事業者提案ではなく、大学が決定します。 (関連質問No.44参照)
46	実施方針	3	1	(1)	5)	③	BOT方式以外の方式を採用される可能性があるのでしょうか？勝手ながら、BOT方式と記載されている状況では本事業への参加については困難になる可能性が高い企業も存在すると考えております。 参加困難と判断する企業が居た場合には、現在組成されている別のコンソーシアムメンバーの参加機会をつぶすことになる可能性もあるため、もし、変更する可能性があるようでしたら、早めにご提示いただけないでしょうか。	(質問No.44参照)
47	実施方針	3	1	(1)	5)	③ - ア	BOT方式は、利用者の利便性向上や費用削減等のために、事業者の創意工夫により運営期間中に機動的な施設改良・改善を加え、官民双方がその便益を享受する方式です。以下3点ご教示ください。 ①本施設は、事業者の創意工夫ではなく、使用する医師の指示による機動的な施設改良・改善が必要な施設ではないでしょうか。 ②上記①が正しい場合、BOT方式採用による民間事業者のメリットを見出しにくいのですが、官民イコールフットイングの観点から、民間事業者のメリットはどこにあるのでしょうか。 ③上記①が正しい場合、「施設改良・改善に伴う費用」は大学が負担すべきものと考えますが、入札公告時に示される「施設譲渡時の価格や施設改良・改善費用」の官民負担に係る基本的な考えをご教示ください。	(質問No.44参照)
48	実施方針	3	1	(1)	5)	③	本事業の方式はBOT方式とありますが、BOTとなるとBTOと比較して事業者が保有するリスクが大きく、また建物等に係る諸税の負担が発生することから、事業費が増大することが予想されるため、事業方式についてご再考いただけないでしょうか。	(質問No.44参照)
49	実施方針	3	1	(1)	5)	③	事業方式について「見直すこともあり得る」とありますが、事業方式の見直しの方向性については、早期にお示しいただけないでしょうか。 本事業への参画を検討するうえで非常に重要であるため、宜しくお願ひ申し上げます。	(質問No.44参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
50	実施方針	3	1	(1)	5)	③	本事業において新設する施設については、BOT事業により実施されるとありますが、20年間に及ぶ放射線治療施設のBOT事業はリスクが大きいものと思料します。実施方針段階で、BOT事業とされた理由をご教示ください。	(質問No.44参照)
51	実施方針	3	1	(1)	5)	③	「土地、建物等については、本事業の実施に必要な範囲を選定事業者が無償で貸与する予定である。」とありますが、当該建物等は既存陽子線棟を指しており、新陽子線棟は含まないとの理解で宜しいでしょうか。(新陽子線棟の整備はBOT方式となっており、新陽子線棟は選定事業者の所有となると存じ、お聞きしております。)	BTO方式に変更しております。既存陽子線棟ではなく、新陽子線棟も指すものをご理解ください。
52	実施方針	3	1	(1)	5)	③	・既存陽子線棟も含まれますでしょうか？ ・選定事業者が建物を自己資金で整備(建築)し、整備後大学側に設備移管する。それを選定事業者は無償で借りて運用するというのでしょうか？	(質問No.51参照)
53	実施方針	3	1	(1)	5)	③ - ア	BOT方式の見直す期限は何時までを予定していますか。また方式を見直す場合、もしくは見直さない場合の結果公表時期を教示願います。	(質問No.44参照)
54	実施方針	3	1	(1)	5)	③ - ア	BOT方式での実施要領ですが、事業費削減の観点で貴大学へはBTO方式の方がメリットが大きいと思料します。BTO方式での提案について受付は可能でしょうか？	(質問No.44参照)
55	実施方針	3	1	(1)	5)	③ - イ	本件は新設と既存施設改修の2つの業務がございますが、新設完了後に既存施設改修ではなく、2つの業務は同じタイミングで実施されるという理解でよろしいでしょうか？	陽子線治療を継続することが前提となりますので、新陽子線棟整備後、新陽子線棟での治療を開始したのち、既存陽子線棟の改修を行う想定であり、実施時期、実施期間は異なります。なお、事業スケジュールについては、令和元年7月26日付で公表している「実施方針(修正版)」において、明確化を目的に記載内容の修正を行いましたのでご確認ください。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
56	実施方針	4	1	(1)	5)	④	施設維持管理・運営期間は20年間とありますが、令和4年8月の建物竣工から20年という理解でよろしいでしょうか。	新陽子線棟の建物及び装置などの一括引渡日から20年間を予定しています。 なお、本事業の各種引渡し時期は建物竣工時ではなく、事業者側が実施する装置のコミショニング終了時（大学がコミショニングを開始できるタイミング）と考えています。
57	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	事業スケジュールに関して、設計建設期間が通常に比較し短期間と見受けられます。当然ながら今後公表される要求内容によって工期短縮を目指した計画を立案いたしますが、工期が間に合わないことにより入札参加できなくなることも考えられるため、事業開始については数か月（3～4か月程度）の余裕を持った設定にいただき、入札参加者の検討による工期短縮提案を受け入れることとしていただけないでしょうか。	(質問No.55参照)
58	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和2年3月「提案書提出」、令和2年6月「開札」とありますが、入札提案書類提出時に開札は実施しないのでしょうか。 既発注の貴学を含む国立大学法人におけるPFI事業の選定手続きでは、入札直後に開札のうえ提案審査となっているものと思料致します。	入札公告までにお示しします。
59	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和2年6月の開札において、万一、予定価格に収まる応募者がいなかった場合の手続きについてご教示いただけますようお願い致します（再入札手続き等）。	入札公告までにお示しします。
60	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和4年8月「事業開始（建物竣工）」とありますが、改修を行う既存施設の引渡し時期は同時期という認識で宜しいでしょうか。	(質問No.55参照)
61	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	事業開始（建物竣工）後にコミショニング等実施完了後、治療開始予定とありますが、治療開始予定はいつ頃を想定していますでしょうか。	設置される装置により、コミショニング期間が異なることが想定されますので、治療開始予定時期を提示することは困難です。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
62	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和2年9月「事業契約の締結」とありますが、基本協定の締結後、事業契約締結協議ならびに契約手続きが速やかになされた場合、8月に締結できる可能性はございますでしょうか。	ご質問のケースは不確定要素が多いため、事業契約の締結を早める予定はございません。 なお、令和元年7月26日付で公表している「実施方針（修正版）」において事業スケジュールを全体的に修正しておりますので、ご確認ください。
63	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和2年9月 設計・建築及び治療装置の据付開始とありますが、設計業務開始との理解で宜しいでしょうか（建築及び治療装置の据付開始時期は令和2年9月以降と考えます）。	ご理解のとおりです。 （関連質問No.55参照）
64	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	令和4年8月 事業開始（建物竣工）とありますが、施設維持管理業務の開始時期との理解で宜しいでしょうか。	（質問No.55及びNo.56参照）
65	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	事業スケジュール： 「令和2年9月： 設計・建築及び治療装置の据付開始」とありますが、据付開始は工期的に困難です。「設計・建築の開始及び、治療装置の設計開始」が妥当な表現と考えますが、いかがでしょうか？	（質問No.55参照）
66	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	スケジュール（予定）の中で、「令和4年8月 事業開始」とありますが、機器設置後の機器調整期間はその前とお考えでしょうか。	事業者側が実施する機器設置後の機器調整作業は新陽子線棟[仮称]の建物及び陽子線治療装置等の一括引渡し前に実施して頂きます。 （関連質問No.55参照）
67	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	スケジュールについて、事業期間終了は、令和24年7月との理解でよろしいでしょうか。	（質問No.55参照）
68	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	既存陽子線棟の改修業務を行う時期はいつでしょうか。	（質問No.55参照）
69	実施方針	4	1	(1)	5)	⑤	「※事業開始後に病院によるコミッションング等の実施完了後、治療開始予定。」とありますが、令和4年8月の竣工後に開業準備期間を経て、本格稼動（開院）するという理解でよろしいでしょうか。その場合、一定期間とは何カ月を予定されているのかご教授願います。	前段、後段ともに質問No. 55をご参照ください。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
70	実施方針	4	1	(1)	7)		事業期間終了時における良好な状態とありますが、具体的な状態について要求水準書若しくは入札説明書においても明示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	4	1	(1)	7)		良好な状態で大学に引き渡すとありますが、良好な状態とは、具体的にどのような状態を指すのかご教示願います。	事業方式をBT0に変更し、事業期間終了時の措置についても変更しておりますので、令和元年7月26日付で公表している「実施方針（修正版）」をご確認ください。
72	実施方針	4	1	(1)	8)		実施方針の変更もお考えのようですが、変更する場合にはいつまでに変更するのでしょうか。期限の設定をされているのでしょうか。方針の変更によっては、コンソーシアムメンバーの個々の事情により本事業への参加が不可になることも考えられ、その他のコンソーシアムメンバーの参加機会がなくなるかもしれません。期限の設定等を明確にいただき、代替企業等の選定期間の確保をご考慮いただけないでしょうか？	実施方針に関する質問回答の公表と同日、令和元年7月26日付で公表しています。
73	実施方針	4	1	(1)	8)		実施方針の変更もお考えのようですが、変更するに伴いこのような書面でのやり取り以外に民間事業者との直接的な対話もお考えでしょうか。お考えの場合にはいつ頃のご予定でしょうか。	現時点では入札公告までに民間事業者との対話を行う予定はございません。
74	実施方針	5	1	(2)	2)	②	②「事業者に移転されるリスクの検討」の配点ウェイトは高いでしょうか？①～③の配点内訳がそれぞれ〇%か知りたいという趣旨です	ご質問の内容については、公表の予定はございません。
75	実施方針	6	2	(1)			応募者が1グループの場合でも民間事業者の選定は行われますか。	応募者が1グループの場合においても、民間事業者の選定を行います。
76	実施方針	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュールについて、入札説明書等の公表（令和元年11月）から入札提案書類の受付（令和2年3月）までの期間が非常に短いものと思料しますが、期間の延長をご検討頂くことは可能でしょうか。	ご質問等を踏まえ、選定スケジュールを修正しておりますので、令和元年7月26日付で公表している「実施方針（修正版）」をご確認ください。
77	実施方針	6	2	(2)			参加表明書を提出した企業名は公表されるのでしょうか、ご教示ください。	参加表明書を提出した企業名は公表する予定です。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
78	実施方針	6	2	(2)			本事業は、BOT方式であり、事業範囲に既存陽子線施設の改修工事が含まれる他、民間が一定の需要変動リスクを負うと規定されており、複雑な事業と認識しておりますので、指標としての予定価格の公表が必須と考えます。入札説明書にて、予定価格をご公表頂けるのでしょうか。	(質問No.35参照)
79	実施方針	6	2	(2)			選定の手順及びスケジュールに「対話」が見当たりません。今後、入札までに、貴大学と事業者にて対話する機会がありますでしょうか？予定があらわれましたら時期、予定回数をご教示お願い致します。	(質問No.73参照)
80	実施方針	6	2	(2)			入札説明会開催時などに現地見学会（事業場所並びに既存施設内）を実施する予定はありますか。	参加表明書を提出した事業者に対し、現地見学会を実施する予定です。
81	実施方針	8	2	(3)	3)		実施方針等に関する意見・提案に対する回答を行わない理由を教えてください。	回答を要する事項については、質問形式にて提出できる機会を設けております。
82	実施方針	9	2	(3)	8)		入札提案の作成に必要な資料の頒布が有償とのことですが、有償扱いになる書類内容をご教示お願いします。	詳細については、入札公告までにお示しします。
83	実施方針	9	2	(3)	8)		参加表明書の受付が令和2年1月となっておりますが、いつ頃を予定されていますか。年末年始は各企業とも繁忙時期ですので、1月末頃にしていただきたいです。	入札公告後の詳細なスケジュールは入札公告までにお示ししますが、ご質問にあるような点も考慮して設定させていただきます。
84	実施方針	9	2	(3)	8)		参加表明書を提出した企業に対し、入札提案書類の作成に必要な資料を有償にて頒布する予定とありますが、おおよその費用を教えてください。	詳細については、入札公告までにお示しします。
85	実施方針	11	2	(4)	1)	①	代表企業を複数社2社とする共同代表型式でのコンソーシアム形成は可能でしょうか？	入札手続を行う代表企業は1者に特定してください。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
86	実施方針	11	2	(4)	1)	①	「業務全体の管理調整業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示ください。(特殊施設のため、施設整備及び運転・保守管理等に専門的な管理が必要と推察いたしますが、代表企業として、これらを管理できる事業者は限られると存じ、お聞きしております。)	(質問No.34参照)
87	実施方針	11	2	(4)	1)	②	②協力企業の分類のなかに施設維持管理業務の協力企業の記載がありませんが、施設維持管理業務を受託する企業は③任意協力企業になるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	実施方針	11	2	(4)	1)	② - イ	陽子線治療装置等調達に関する周辺機器の調達業務、医療機器備品の調達及び調達支援業務に関して、想定している周辺機器、若しくは医療機器備品について教示願います。	入札公告までにお示しします。
89	実施方針	11	2	(4)	1)	② - エ	フィナンシャルアドバイザー業務やSPC事務管理業務等のみを担当する企業は「管理調整サポート協力企業」という認識で宜しいでしょうか。	ご質問にあるような業務を実施する法人も「管理調整サポート協力企業」に該当します。
90	実施方針	11	2	(4)	1)	② - エ	管理調整サポート協力企業に関する管理調整業務に関して想定している(モニタリング対象となる)業務内容について具体的に教示願います。	(質問No.34参照)
91	実施方針	11	2	(4)	1)	② - エ	エ管理調整サポート協力企業ですが、具体的にどのような事を行う人材が必要だと考えられているのでしょうか。例えば、竣工から準備期間中まで貴大学と事業者との調整を行うのか、または竣工後20年の事業期間終了時まで必要と考えているのでしょうか。	(質問No.34及びNo.89参照)
92	実施方針	12	2	(4)	1)	③	任意協力企業として該当する業務は、実施方針2ページに記載の施設維持管理業務と理解しますが、本業務において複数の応募者の任意協力企業として参画できるようにした理由についてご教示ください。基本的な業務内容としては多数の企業が受託できる業務であり、全国における希少企業ではないと思われま。	施設維持管理業務は事業契約締結後2年後以降に開始される業務であるため、事業者側の選定の自由度を考慮した結果とご理解ください。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
93	実施方針	12	2	(4)	1)	③	「任意協力企業」とは、事業範囲に記載する業務を行うが、いずれかの業務の一部を実施する企業であり、入札参加資格を持たない企業との認識で宜しいでしょうか。	実施方針12頁2(4)1)③に記載のとおり、任意協力企業については、入札参加資格等の審査の対象とはしませんが、応募者と各任意協力企業との委託又は請負契約時点において、基本的参加資格要件とともに業務ごとに大学が求める要件を満たすこととします。
94	実施方針	12	2	(4)	1)	③	「任意協力企業」とは、協力企業の下請け企業等ではないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問No.92及びNo.93参照)
95	実施方針	12	2	(4)	1)	③	「なお、任意協力企業は、複数の応募者の任意協力企業を兼ねることができるものとする。」とありますが、複数の応募者に参加することにより、任意協力企業が公正な入札を阻害する可能性があると感じますが、問題ないとの認識で宜しいでしょうか。(他応募者の入札価格を知りえると存じます。)	ご質問にあるような障害・問題が発生しないよう、応募者側で情報統制の仕組みを構築して頂ければと考えております。
96	実施方針	12	2	(4)	2)		特別目的会社を設立することができるかとありますが、特別目的会社を設立しない場合と設立した場合は、提案評価に差異はでないとの理解でよろしいでしょうか。 万一、差異がある場合には明確にご提示いただくようお願いいたします。	特設SPCを設立するか否かのみを以って評価の差異を設ける予定はございませんが、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に記載する評価項目を鑑み、適宜ご判断の上ご提案ください。
97	実施方針	12	2	(4)	2)		②「SPCへの出資は、代表企業のほか、協力企業のみが行うことができる」とありますが、一方で、②ただし書きや③の記述から、応募者以外の第三者出資も認めるご趣旨でしょうか。	SPCを設立する場合の出資条件を以下のように変更します。(①、②、⑤の要件は変更ありません。) ③応募者は、SPCの議決権株式の全てを事業期間中にわたり保有するものとする。 ④代表企業の議決権保有割合は、出資者中最大とし、大学の承諾がある場合を除き、事業期間中にわたりこれを維持すること。
98	実施方針	12	2	(4)	2)		特別目的会社を設立しない場合は、貴学との事業契約の締結の相手方は、代表企業1社又は協力企業の1社としても宜しいでしょうか。	代表企業1社を想定していますが、事業者提案を踏まえ、協議の上、大学が決定します。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
99	実施方針	12	2	(4)	2)		陽子線治療装置は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」における高度管理医療機器に分類されますが、SPCを設立した場合であっても当該販売業等の許可は、SPCが業務を委託する代表企業又は協力企業等が備えていれば良いとの整理で宜しいでしょうか。	入札公告までにお示しします。
100	実施方針	12	2	(4)	2)		応募者は、選定事業者として決定した場合、SPCを設立することができますとありますが、SPCを設立しない場合はどのような契約形態を想定されていますでしょうか。また、SPCの設立の有無は、選定評価に影響を及ぼす事項となるとお考えでしょうか。	前段については、質問No.98をご参照ください。 後段については、質問No.96をご参照ください。
101	実施方針	12	2	(4)	2)		SPCを設立する場合、設立場所について、指定はありますでしょうか。	特段指定はございません。
102	実施方針	12	2	(4)	2)		「協力企業がSPCへ出資する場合は、SPCの経営が協力企業からの不必要な影響を受けることのないよう対応策を講じる」とありますが、不必要な影響とは具体的にどのような事象を想定されているのか、ご教示ください。	利益相反等を不必要な影響として想定しています。
103	実施方針	12	2	(4)	2)	②	「SPCへの出資は、代表企業のほか、協力企業のみが行うことができる。」とありますが、出資の義務は、代表企業のみで、協力企業の出資は任意との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	実施方針	12	2	(4)	2)	②	「SPCの経営が協力企業からの不必要な影響を受けることのないよう対応策を講じる」とありますが、不必要な影響とは、具体的にどのような影響を想定されているかご教示ください。（出資を行う以上、出資割合に応じた議決権を持つため、相応の影響力は待つことは必然と存じ、確認しております。）	(質問No.102参照)
105	実施方針	12	2	(4)	2)	②	「SPCへの出資は、代表企業のほか、協力企業のみが行うことができる。」とありますが、任意協力企業はSPCに出資できないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
106	実施方針	12	2	(4)	2)	③	②から出資は代表企業及び協力企業のみしか認められず、つまり応募者以外の出資はないため、議決権はすべて応募者が保有することになるかと存じますが、応募者以外の出資も可能なのでしょうか。	応募者以外の出資は認められません。
107	実施方針	12	2	(4)	3)	①、②	国立大学法人筑波大学財務規則施行規程 第46条、第47条及び第48条はホームページ等で内容を確認できますか？	筑波大学のホームページにて公開していますので、ご確認ください。
108	実施方針	15	2	(4)	4)	②-イ-(ア)-ウ)	・受注した実績は海外でも良いのでしょうか？ ・輸入元製造業者は異なりますが、過去同製造メーカ、同装置を国内で受注した実績をもって代えることはできますでしょうか？	前段は、国外実績でも当該実績要件を満たします。 後段は、質問の趣旨が不明ですが、国外実績があれば前段のとおりです。
109	実施方針	15	2	(4)	4)	②-ウ-(イ)	「陽子線がん治療装置等の運転業務の実績を有すること」は国外実績でもよろしいのでしょうか？	(質問No.108参照)
110	実施方針	16	2	(4)	6)		応募者を構成する企業の変更に際して、「やむを得ない事情」「大学が妥当と認める」事由として、例えば、建設企業において事故等（貴学発注工事以外を対象）が発生し、文部科学省及び大学から指名停止措置を受けた場合は該当事由に含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。	現時点で、どのようなケースが該当事由になるか判断しかねますので、そのような事態が発生した場合に個別に大学に申し入れをしてください。
111	実施方針	16	2	(4)	6)		応募者を構成する企業の変更において、「大学が妥当と認めた場合には、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い…」とありますが、継続性を担保するための必要な手当てとは具体的にどのようなことを考えておられるのでしょうか。	一例を挙げると、提案内容と同等水準の業務が履行できる代替企業の確保などが考えられますが、これを以て変更を認める訳ではございませんので、ご留意願います。
112	実施方針	17	2	(5)	4)		「いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない」場合には民間事業者を選定しないとありますが、貴学がお考えの予定価格（総事業費）を公表いただけないのでしょうか。 本事業は既存施設の改修や治療機器がオーダーメイドに近いものであるため、必要費用に大きな幅があります。貴学でお考えのご予算に合わせたベストな提案を行うためにも公表いただくことが必要かと思えます。 予定価格オーバーでの失格、入札不調や極端に安い仕様での提案を避けるためにもご検討願います。	(質問No.35参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
113	実施方針	17	2	(6)	1)		「公表その他大学が本事業に関し必要と認めるときには、大学は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」、 「契約に至らなかった応募者の入札提案書類は、本事業の公表の目的以外には応募者には無断で使用しない」とありますが、入札提案書類に記載された応募者又は第三者のノウハウ、秘密情報等については、応募者の事前の同意なく使用、公表されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	実施方針	17	2	(6)	1)		提案書は、提案者固有のノウハウが含まれておりますので、提案者以外の者が使用することはないようにお願いします。	(質問No.113参照)
115	実施方針	19	3	(3)			事業契約の保証については、記載されているア及びイのどちらかを採用すれば良いとお考えでしょうか？ 双方ともに必要となった場合には、事業費が増大する要因となります。	契約保証金の納付、または履行保証保険付保等による保証措置のいずれかで結構です。 なお、施設維持管理・運営期間中も対象になります。
116	実施方針	19	3	(3)		ア	契約保証金の概算額をご教示お願い致します。	入札公告までにお示しします。
117	実施方針	20	3	(4)	4)	事業者に対する支払額の減額等	民間による資金調達のため、モニタリングについて減額対象は運転保守・維持管理費のみとし、施設整備・機器調達等の初期投資費については減額の対象外という認識で宜しいでしょうか。	入札公告までにお示しします。
118	実施方針	20	3	(4)	4)		大学が支払額の減額、修復勧告、契約の解除を行うことができるのは、事業者の責に帰すべき事由により、事業契約書で定められた所定の要求水準が維持されていない場合であると理解して宜しいでしょうか。	入札公告までにお示しします。
119	実施方針	21	4	(2)	1)		大学から選定事業者に無償で貸与される土地、建物の中に、現場事務所用および資材置場用の土地、建物は含まれているのでしょうか。含まれる場合、どの程度の広さの土地、建物を貸与いただけるのでしょうか。	入札公告までにお示しします。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
120	実施方針	21	4	(2)	1)		「建設期間中、土地、建物等を無償で貸与する」とありますが、設計・建設・工事監理業務関係者が利用する事務所、駐車場や作業員休憩所等も無償で貸与頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	(質問No.119参照)
121	実施方針	22	4	(3)	1)		整備対象の既存施設のなかに、地下建造物の「共同溝」がありますが、どのような構築物で、どのような改修を計画されているのか、予め概要をご教示頂けないでしょうか。	(質問No.4参照)
122	実施方針	22	4	(3)	1)		整備対象の既存施設のなかに、「医学中央機械室」がありますが、改修内容次第では、稼働中の附属病院施設の運営に対するリスクを伴うことを懸念します。どのような改修を計画されているのか予め概要をご教示頂けないでしょうか。	(質問No.4参照)
123	実施方針	22	4	(3)	2)		「建築面積が駐車場で足りない場合、道路の付け替えも検討が必要」との記載がありますが、いつ頃判断するのでしょうか。また、道路の付け替えを行う場合には、同一予算（本事業の入札に係る予定価格内）での実施ではなく、本事業の入札には関係のない方法にて実施いただくようお願いいたします。現時点においては特定企業が有利になる可能性も考えられます。	入札公告までにお示しします。
124	実施方針	22	4	(3)	2)	施設整備の概要	事業予定地の説明に「建築面積が駐車場で足りない場合、道路の付け替えも検討が必要」とありますが、令和元年11月の入札公告時には要求水準として示されるのでしょうか。	入札公告までにお示しします。
125	実施方針	22	4	(3)	2)		将来の既存陽子線治療装置等の撤去を想定した場合、搬出経路の確保の必要性があると考えますが、計画している内容があれば教示願います。	現時点で想定している計画はございませんが、搬出経路の必要性の有無については入札公告までにお示しします。
126	実施方針	22	4	(3)	2)		既存陽子線棟と新陽子線棟は渡り廊下等で一体化を計画されていますか。	既存陽子線棟と新陽子線棟間の移動ルートは必要です。患者やスタッフの導線を考慮した施設計画の提案を期待しています。
127	実施方針	24	6	(2)	1)	①	「選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める大学の要求水準を下回る場合」とありますが、選定事業者の責に帰すべき事由により、事業契約書で定められた所定的水準を下回った場合のことを指していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
128	実施方針	25	6	(3)			直接協定の締結に関し、事業者に資金提供を行う金融機関から依頼があった場合、合理的な理由なしに当該依頼を拒否しないと考えるよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
129	別紙 リスク分担表 (案)	28	制度 関連			許認可リス ク	薬事承認取得に関する審査機関の承認期間の遅れに関しては、事業者の責に帰すべき事由ではないとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表（案）にお示しするとおり、事業者側のリスクとなります。承認が遅れないような事前準備及び工程設定をお願いします。また、リスク分担表の確定版については、入札公告までにお示しします。
130	別紙 リスク分担表 (案)	28	制度 関連			法令変更リス ク	制度関連リスクの「法制度リスク」では、「法制度の変更、新設（本事業に直接関連するもの）」とありますが、貴大学が想定する「本事業に直接関連するもの」をご教授願います。	PFI事業及び、2頁の事業範囲として示すア～カの業務に直接関係する法制度を想定しています。
131	別紙 リスク分担表 (案)	28	制度 関連			法令変更リス ク	制度関連リスクの「法制度リスク」では、「法制度の変更、新設（本事業に直接関連するもの）」とあります。 例えば、平成28年10月に公的年金制度の一部が改正され、短時間労働者も社会保険の適用が拡大となりました。結果は、事業者の支出が増えるため、長期契約の場合、企業への影響（リスク）は大変高くなります。 今後、公的年金制度の法制度改正がある場合は、大学に負担していただけたと考えて宜しいでしょうか。	ご質問にあるような、陽子線整備事業に直接関連しない一般的な法改正については事業者側のリスク負担と考えます。
132	別紙 リスク分担表 (案)	28	制度 関連			法令変更リス ク	制度関連リスクの「法制度リスク」では、「法制度の変更、新設（本事業に直接関連するもの）」とあります。 例えば、フロン排出抑制法は法制度の新設でした。本事業に直接関連する仕様追加に関わるため大学負担ですが、本件落札後に仕様変更を伴う法制度の新設又は改正が行われた際は、貴大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.131参照)
133	別紙 リスク分担表 (案)	28	制度 関連			税制度リス ク	「上記以外の一般的な税の変更・新設」について、大学・民間ともに○となっていますが、分担方法についてご教示ください。	消費税の範囲及び税率の変更については大学負担、資産保有等に係る税制度変更、新設に伴うリスクは事業者負担を想定しています。
134	別紙 リスク分担表 (案)	28	社会			周辺影響対 策リスク	事業者が善管注意義務を払っても避けることのできない騒音、振動にかかるリスクについては、大学が負担すると理解して宜しいでしょうか。また、工事開始前に事業用地に既に存在していた有害物質が本事業を契機として漏洩等したことにかかるリスクについては、「事業用地の瑕疵」として、大学が負担すると理解して宜しいでしょうか。	前段については事業者側、後段については大学側のリスク負担です。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
135	別紙 リスク分担表 (案)	28	社会			周辺影響対策リスク	事業者が行う業務の要因による周辺への影響対策のリスク負担についてですが、選定事業者の責めに帰すべき事由なく要求水準を満たすサービスを提供した事が起因する場合は、民間事業者のリスク負担ではないという理解で宜しいでしょうか。	明らかに大学の責めに帰すべき事由以外は事業者側のリスク負担となります。
136	別紙 リスク分担表 (案)	28	社会			第三者賠償リスク	事業者が事業契約書の定めに基づく業務（陽子線治療装置等の運転・保守管理業務など）を実施すること自体が損害発生の原因である場合は、事業者は責を負わないとの理解で宜しいでしょうか。	陽子線治療装置等の運転・保守管理業務の実施自体が第三者に対する債務不履行又は不法行為になることは想定していません。
137	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			不可抗力リスク (注2)	「不可抗力により、事業者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害若しくは増加費用については事業者が負担するものとする。」とありますが、不可抗力により要求水準を満たせなくても、要求水準を満たせていない限り、これに起因する損害若しくは増加費用は事業者が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			インターフェイスリスク	インターフェイスリスクに関連して、既存の陽子線医学利用研究センターとの取り合い部分の調整が多く発生するものと思われますので、要求水準書で区分、条件を明確にご開示頂けますでしょうか。	入札公告までにお示しします。
139	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			技術進歩リスク	技術進歩リスクを一部事業者に負担させるのは、ITシステム案件では見られますが、その場合でも事業者負担の方法は限定的なものとなっています。一部事業者に負担させる場合、技術進歩に伴うシステム改変等の指示や費用負担等の取り決めに係る官民リスク分担の基本的な考えをご教示下さい。	本リスク分担の意図は、入札時点からの実際の稼働までの陽子線治療装置等の技術進歩が発生した場合には、入札金額の範囲内で軽微な変更については対応して頂きたいという趣旨です。また、技術進歩の情報を随時収集し、施設計画へ反映して事業の中断・遅延がないように努めて頂きたいと考えております。なお、当該リスク分担は大学が「○」、民間が「△」に変更する予定ですが、リスク分担表の確定版については、入札公告までにお示しします。
140	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			技術進歩リスク	入札提案書類の提出時点で事業者が予測し得ない技術進歩に関しては、事業者はその費用負担のリスクを負わないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.139参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
141	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			技術進歩リ スク	「技術進歩による医療や設備の内容変更により事業の中断遅延や必要となる費用の超過等」について、大学・民間ともに〇となっていますが、分担方法についてご教示ください。	(質問No.139参照)
142	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			技術進歩リ スク	技術進歩リスクについて、技術進歩による設備の内容変更に伴う費用の超過等のリスクは、本来は、大学がリスク分担すべき事項と思料します。民間側が負うべきリスクとして整理されている事象をご教示ください。	(質問No.139参照)
143	別紙 リスク分担表 (案)	28	共通			技術進歩 リスク	技術進歩による事業中断、遅延、費用超過リスク負担についてですが、選定事業者の責めに帰すべき事由があった場合との理解で宜しいでしょうか。将来の医療設備等の変更による費用負担リスクを負うことは、事業者負担が過大であると思慮します。	(質問No.139参照)
144	別紙 リスク分担表 (案)	28	金利 変動			金利変動リ スク	金利変動リスクについて、基準金利の利率が金利確定時にマイナス金利となった場合は0%と見做すゼロフロア設定を条件として頂けますでしょうか。	マイナス金利となった場合にはゼロフロア設定を条件にする予定です。リスク分担表の確定版については、入札公告までにお示しします。
145	別紙 リスク分担表 (案)	28	物価 変動			物価変動リ スク	運営後の施設維持管理・運営費に係る物価変動リスクにおける対象となる指数は何を想定されていますか。 近年の人手不足・最低賃金上昇・社会保険料増加による人件費高騰により、日銀指数の「建物サービス」では現状には合いません。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
146	別紙 リスク分担表 (案)	28	物価 変動			物価変動リ スク (注4)	注3、注4として、「変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない」とありますが、適用する指数や一定の割合等についてご教示ください。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
147	別紙 リスク分担表 (案)	28	物価 変動			物価変動リ スク (注4)	「注4 変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない」とありますが、一定水準の具体的な数値を教えてください。	(質問No.146参照)
148	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			埋蔵文化財 リスク	「事業用地（大学による事前調査において遺構が発見された部分を除く）において、遺構・遺物が発見された場合」とあり、実施方針21ページでは、「事業地については、埋蔵文化財の調査は予定していない」とありますが、事業地についての埋蔵文化財調査は、これまでの実施、あるいは今後の実施予定はございますでしょうか。	事業用地は文化財保護法における「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当していないことから、これまでの実施や今後の実施予定はございません。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
149	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			設計リスク	不可抗力や事業用地の瑕疵を要因とする設計変更に伴う遅延、工事費増大については、「不可抗力リスク」や「用地リスク」の箇所に記載のとおり、大学にリスクの全部又は一部を負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
150	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			工事遅延 リスク/工事 費増大リス ク	不可抗力や事業用地の瑕疵を要因とする工事遅延、工事費増大については、「不可抗力リスク」や「用地リスク」の箇所に記載のとおり、大学にリスクの全部又は一部を負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
151	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			既存陽子線 棟改修リス ク/施設瑕 疵リスク (改修施設 部分)	既存陽子線棟改修リスク及び施設瑕疵リスク（改修施設部分）について、改修後に不具合が生じ原因が特定できない場合には、民間がリスク負担しなければならないことも想定されるため、既存改修工事については、事業範囲から除外頂けないでしょうか。	実施方針に記載のとおり、既存陽子線棟の改修工事は本事業範囲内に含まれます。
152	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			既存陽子線 棟改修リス ク (注6)	注6において、「既存陽子線棟主要構造部の重大な損傷、劣化」とありますが、重大な損傷、劣化か否かの判断基準についてご教示ください。	実際に発生した事象に応じて判断することになります。 なお、既存の土地、建物などの瑕疵発生時の対応等については、入札公告までにお示しします。
153	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			既存陽子線 棟改修リス ク (注6)	注6において、「既存陽子線棟主要構造部の重大な損傷、劣化は事業者の責めに期すべき事由により発生したことが明白である場合を除き、これを不可抗力とみなす」とありますが、事業者側に負担は生じないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.152参照)
154	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			既存陽子線 棟改修リス ク (注6)	注6に「既存陽子線棟主要構造部の重大な損傷、劣化は、事業者の責めに帰すべき事由により発生したことが明白である場合を除き、これを不可抗力と見なす」とありますが、事業者が負担することは無いと考えて宜しいでしょうか。	(質問No.152参照)
155	別紙 リスク分担表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			既存陽子線 棟改修リス ク (注6)	注6として、「既存陽子線棟主要構造部の重大な損傷、劣化は、事業者の責めに帰すべき事由により発生したことが明白である場合を除き、これを不可抗力と見なす」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由により発生したことが明白である場合を除いては、大学側のご負担として再考いただくことは可能でしょうか。	(質問No.152参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
156	別紙 リスク分担保表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			工期・工程 の変更リス ク	不可抗力や事業用地の瑕疵を要因とする工期、工程変更については、「不可抗力リスク」や「用地リスク」の箇所に記載のとおり、大学にリスクの全部又は一部を負担いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担保表の確定版については入札公告までにお示しします。
157	別紙 リスク分担保表 (案)	29	施設 整備・ 機器 調達 段階			施設瑕疵リ スク(新設 施設部分)	改修施設部分と同様に、当社が新設施設部分について瑕疵担保責任を負うのは、事業契約書に定められた瑕疵担保期間内に限定されると理解して宜しいでしょうか。	入札公告までにお示しします。
158	別紙 リスク分担保表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク	リスクをよく知り、管理出来る者がそのリスクを負担することがPFIにおける官民リスク分担の原則です。患者数の変化等による業務量及び運営費の増減等は、30頁の注7で、「患者数等の需要変動に伴うリスクのうち、サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務については、事業者もリスクの一部を負担するものとする。」と記載されています。ここでいう、「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務」が、実施方針3頁1(1)5②の「エ陽子線治療装置等の運転・保守管理業務に係る対価、オ施設維持管理業務に係る対価」を指すのであれば、個々の患者に対して本施設による治療を行うかは大学によって決定されますので、患者数等の需要変動に伴うリスクは、事業者は、自らの努力ではコントロール出来ずリスクの一部を負担するのは難しく、従って、事業者の費用は固定費並びに変動費の何れも、大学からのサービス対価で賄われるべきと考えられ、こうした点に就き、基本的な考えをご教示ください。	ご質問の趣旨が分かりませんが、事業者の費用は固定費、変動費のいずれも大学からサービス対価として支払う予定です。 なお、「サービス対価の算定及び支払方法」の詳細については、入札公告までにお示しします。
159	別紙 リスク分担保表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク	「患者数の変化等による業務量及び運営費の増減等」とありますが、研究利用等も想定されるため、照射時間等、事業者側の管理運営費により連動した対象としてご検討いただくことは可能でしょうか。	「サービス対価の算定及び支払方法」の詳細については、入札公告までにお示しします。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
160	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	注7として、「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務については、事業者もリスクの一部を負担するものとする」とありますが、 ①「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務」の対象についてご教示ください。 ②「事業者もリスクの一部を負担する」の一部の割合等についてご教示ください。	ご質問の①にある対象業務については、実施方針P2 5) - ① - 「エ陽子線治療装置等の運転・保守管理」を予定しています。 ご質問の②については、質問No.158をご参照ください。
161	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	注7として、「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務については、事業者もリスクの一部を負担するものとする」とありますが、患者数は病院による運営・運用方針による部分が大きく、事業者側でコントロールできる事象ではないため、需要変動リスクは大学側でご負担として再考いただくことは可能でしょうか。	「サービス対価の算定及び支払方法」の詳細については、入札公告までにお示しします。
162	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	注7 患者数等の需要変動に伴うリスクのうち、「事業者もリスクの一部を負担する」とありますが、どのような業務・内容を想定されているのでしょうか。	(質問No.160参照)
163	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	単価契約的な形で支払われる業務について、具体的に想定される業務を教示願います。	(質問No.160参照)
164	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	「サービス対価が単価契約的な形で支払われる業務」とありますが、現時点でどのような業務をそのような形で支払う予定でしょうか？	(質問No.160参照)
165	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	注7に記載の「単価契約的な形で支払われる業務」について、どのような業務が該当するのかご教示ください。	(質問No.160参照)
166	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	「患者数等の需要変動に伴うリスクのうち、サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務については、事業者もリスクの一部を負担するものとする。」とありますが、「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務」とは、2頁の事業範囲において、どの業務を指しているのかご教示ください。	(質問No.160参照)

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
167	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			需要変動リ スク (注7)	「需要変動リスク」及び注7は、患者増減に伴う、診療報酬変動リスクを事業者側でリスク負担するというのでしょうか？その場合、大学側、事業者側のリスク分担の対比イメージ（○%：○%）をご教示お願い致します。	「サービス対価の算定及び支払方法」の詳細については、入札公告までにお示しします。
168	別紙 リスク分担表 (案)	29	制度 関連 ／運営 段階			診療単価の 変動／需要 変動リスク	「診療単価の変動」リスクは大学がリスク分担することとなっている一方で、患者数等の「需要変動リスク」については、民間が患者数を統制できないにも関わらず民間が一部負担することとなっていますが、その理由をご教示ください。	需要が大きく増加または減少した場合、事業者側の費用負担も変動すると想定されるため、このようなリスク分担としています。
169	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			医療機器瑕 疵リスク	事業者が調達、保守メンテナンスを行っている医療機器についても、事業契約書上に一定の瑕疵担保期間が定められると理解して宜しいでしょうか。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
170	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			劣化リスク 損傷リスク	運営段階のリスクにおいて、劣化リスクや損傷リスクでは、大学の責に帰すべき事由以外は全て事業者の負担となっていますが、不可抗力によって損傷した場合のリスクは共通リスクの不可抗力リスクが該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
171	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			新棟の施設 設備劣化リ スク／既存 棟の施設劣 化リスク	「施設の劣化リスク」について、具体的にどのようなリスクを想定されているか教示願います。	一例を挙げると、事業者側の点検・保守等の業務の不備により、早期に施設・設備等が劣化するといった事象等を想定しています。
172	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			新棟の施設 設備劣化リ スク	新棟の施設設備劣化リスクについて、建物本体の外壁や外構、植栽は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご質問にある植栽を除き、含まれます。なお、LCCの低減を考慮した計画をご検討の上、ご提案ください。
173	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			新棟の施設 設備劣化リ スク	新棟の施設設備劣化リスクについて、修繕業務、大規模修繕は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
174	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			新棟の施設 設備劣化リ スク	新棟の施設設備劣化リスク： 「大学の責に帰すべき事由」というのは具体的にはどのような事例を指しますでしょうか？	大学側（大学職員を含みます。）の故意又は重過失による損傷などが考えられます。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
175	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			既存棟の施設劣化リスク	既存棟の施設劣化リスクについて、大規模修繕は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
176	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			既存棟の施設劣化リスク	既存棟の施設劣化リスクについて、事業者の範囲が不明確なため、具体的に範囲を示していただけませんか。	入札公告までにお示しします。
177	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			新棟の施設 損傷リスク	新棟の施設損傷リスクについて、貴大学又は事業者の責任ではない、原因が不明確な事象は、貴大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
178	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			既存棟の施設 損傷リスク	既存棟の施設損傷リスクについて、貴大学又は事業者の責任ではない、原因が不明確な事象は、貴大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
179	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			維持管理コ ストリスク	維持管理コストリスク： 「大学の責に帰すべき事由」というのは具体的にはどのような事例を指しますでしょうか？	現時点で具体的な想定はございません。
180	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			維持管理コ ストリスク	大学ならびに事業者どちらの責にも帰さない事由について、事業者はそのリスクを負わないとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表（案）にお示しするとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
181	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			機会損失リ スク	大学ならびに事業者どちらの責にも帰さない事由について、事業者はそのリスクを負わないとの理解で宜しいでしょうか。	明らかに大学の責めに帰すべき事由以外は事業者側のリスク負担となります。
182	別紙 リスク分担表 (案)	29	運営 段階			機会損失リ スク	「大学の責に帰すべき事由」にも「事業者の悪意又は重大な過失」にもよらない場合のリスク分担方法についてご教示ください。	明らかに大学の責めに帰すべき事由以外は事業者側のリスク負担となります。
183	別紙 リスク分担表 (案)	30	契約 終了			施設の性能 確保リスク	事業者の責に帰さない事由（技術進歩や予期し得ない部品調達等の断絶など）における性能確保リスクについては事業者はそのリスクを負わないとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表（案）にお示しするとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。

No	分類						質問	回答
	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
184	別紙 リスク分担表 (案)	30	契約 終了			施設の性能 確保リスク	「施設の性能確保リスク」において、事業終了時における施設の性能確保に関するものには事業者の負担となっておりますが、既存施設は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担表の確定版については入札公告までにお示しします。
185	別紙 リスク分担表 (案)	30	契約 終了			施設の性能 確保リスク	「施設の性能確保リスク」において、事業終了時における施設の性能確保に関するものには事業者の負担となっておりますが、具体的に貴大学が想定されている内容をご教授願います。実施する範囲によって入札価格に影響が出ます。	入札公告までにお示しします。